

会 見 年 月 日	令和5年2月21日（火曜日）		
担 当 課	市民課戸籍係	（担当者名：山野）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6819	（内線：2165）	FAX：0791-43-6891

年度末及び年度始め休日臨時窓口の開設について

1. 趣 旨

年度末及び年度始めは引っ越しの多い時期であり、住所異動等で窓口が大変混み合います。

市民の皆様にも少しでもスムーズに手続きを行っていただくため、年度末の土曜日及び年度始めの日曜日に休日臨時窓口を開設します。

窓口では、各種証明書の交付、住所異動に伴う手続きの受付及び処理を行い、平日に来庁できない方への利便性の向上に努めてまいります。

2. 内 容

<日 時>

令和5年3月25日（土）、令和5年4月2日（日）

午前8時30分～午後5時15分

<開設する窓口>

市民課、医療介護課、子育て支援課

（①～⑥番の窓口）

<取扱い業務>

別紙のとおり

休日臨時窓口を開設します！

日 時 令和5年3月25日（土）と令和5年4月2日（日）
午前8時30分 ～ 午後5時15分

開設する窓口 市民課、医療介護課、子育て支援課（①～⑥番の窓口）

3月～4月は進学や就職・転居などで住民異動が多く、窓口が大変混み合います。市民の皆様にも少しでもスムーズに手続きを行っていただくため、下記のとおり休日臨時窓口を開設します。

なお、関係機関や他市町村の閉庁により取り扱いできない業務については、改めて平日の通常業務時間に手続きをお願いします。

手続きが可能かどうかご不明な場合は、来庁前に電話にてご確認をお願いします。

■休日臨時窓口での取扱業務は下記のとおりです。

注意：休日の臨時開設のため、取扱業務に制約がありますので、あらかじめご了承ください。

臨時開設窓口	取扱可能な業務
市民課 戸籍係 Tel43-6819 Fax43-6891	(証明書発行業務) ・住民票の写しなどの住民基本台帳法に係る証明書 ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）など戸籍法に係る証明書 ・印鑑登録証明書 ・その他行政証明 ・年金現況証明 (届出・申請等業務) ・転入、転出、転居などの住民異動業務 ・印鑑登録、廃止、再登録業務 ・中長期在留者及び特別永住者業務の一部 ・臨時運行許可業務 ・公的個人認証（電子証明書の更新等）業務（ <u>午前9時から午後5時までの間</u> ） (マイナンバーカード交付臨時窓口) ・マイナンバーカード交付業務（ <u>午前9時から午後5時までの間</u> ） ※事前予約が必要で、定員になり次第締め切ります。 (マイナンバーカード申請時来庁方式による申請受付) ・マイナンバーカード申請受付（ <u>午前9時から午後5時までの間</u> ） ※事前予約が必要で、定員になり次第締め切ります。
医療介護課 国保年金係 Tel43-6813 Fax43-6892	・国民健康保険資格に係る異動業務 ・国民健康保険被保険者証等の再発行業務 ・国民年金業務

医療係 TEL43-6820 FAX43-6892 介護保険係 TEL43-6947 FAX43-7138	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費受給資格に係る異動業務 ・福祉医療費受給者証の再発行業務 ・介護保険資格に係る異動業務 ・介護保険被保険者証等の再発行業務
子育て支援課 TEL43-6808 FAX45-3396	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の申請受付業務

■臨時窓口で取り扱うことができない主な業務

- ・戸籍届出（従前どおり日直によるお預かりとなります。）
- ・他市町村等に確認しないと行えない住民異動届（海外からの転入や続柄の確認が必要な転入など）
- ・住民票広域交付業務
- ・マイナンバーカード及び住基カードによる転入
- ・し尿処理券に関する業務全般
- ・就学に伴う校区外申請（住民異動手続きは可能ですが、後日、教育委員会への来庁をお願いします。）
- ・出入国在留管理庁に確認が必要な場合の中長期在留者事務及び特別永住者事務
- ・医療費等の各種支給申請業務
- ・年金機構に確認が必要な国民年金業務
- ・後期高齢者医療制度に関する業務全般

■来庁不要な手続等

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、お近くのコンビニで住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写しが取得できます。

☆利用できる時間

午前6時30分～午後11時（メンテナンス時を除く）

※ただし、戸籍全部（個人）事項証明書及び戸籍の附票の写しは、

平日 午前8時30分～午後6時

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出届をオンラインで提出できるようになりました。

※ただし、届出内容に不備がある場合等、来庁が必要となる場合があります。